

監査報告書

令和 7 年 6 月 4 日

社会福祉法人 幡多手をつなぐ育成会

理事長 三好 琴喜 殿

監事 度 長 靖 

監事 黒 石 栄 一 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る本部・福祉工場「中村」A型・福祉工場「中村」B型「ウィズ」・「ひまわり」ホーム・「あさがお」ホームの事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 本部・福祉工場「中村」A型・福祉工場「中村」B型「ウィズ」・「ひまわり」ホーム・「あさがお」ホームの事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 その他

- （1）令和7年3月27日開催の令和6年度第5回理事会において、長尾業務執行理事及び金子理事から「昨年12月、当法人の3事業所（就労A型、就労B型、グループホーム）のサービス管理責任者の兼務配置について改善の必要があるとの指摘を高知県から受け、現在、サービス管理責任者の配置の見直しを行っているが、場合によっては障害福祉サービス報酬の減算及び返還が求められる可能性がある。」との報告がされたところです。
- （2）令和7年6月4日付けの高知県からのメールで「県としては当法人のサービス管理責任者の欠如に関して、障害福祉サービス報酬（就労A型は令和元年度から。就労B型は令和2年度から。）の返還を求める方向で、四万十市はじめ支給決定市町村とも調整していただくことになる。」との連絡はあったが、監査を実施した本日においても県担当課と最終調整がまだ続いていると三好理事長、長尾業務執行理事から説明がありました。
- （3）この件に関して、監査の実施日においても高知県や支給決定市町村の最終決定がされていない以上、令和6年度決算及び同監査において対応することはできないものの、今後、多額の障害福祉サービス報酬の返還という事態が予測される重大な事案であるので、監査報告に追記し、経過を報告します。

以 上